

大 個 審 第 23 号
(大個審第311号)
平成29年11月28日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議
会 長 野田 崇



個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成29年11月17日付け情公第1553号をもって諮問のありました大阪府個人情報保護条例(以下「条例」という。)第7条第3項第7号に規定する本人収集原則の例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

なお、当審議会が本人以外からの個人情報の収集を適当と認める理由は、別添資料のとおりです。

記

- 1 ドライブレコーダーにより記録した映像及び音声に不特定多数の者の個人情報が含まれている場合、情報の管理のあり方によっては、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある。このことを踏まえ、ドライブレコーダーにより収集された個人情報に関しては、管理要綱において、管理責任者、事務取扱者、記録機器の設置場所、記録媒体の取扱い等について明記し、漏えい、流出等が起こらないよう十分留意するとともに、情報又は情報が記録されている媒体が不要となった場合には、当該情報の復元又は判読が不可能な方法により、確実かつ速やかに消去又は廃棄を行うこと。
- 2 収集された個人情報の第三者への提供については、管理要綱において提供できる場合をあらかじめ明記し、厳格に運用すること。
- 3 今回諮問された項目に該当する個人情報の収集等については、今後、本審議会への諮問を要しないが、項目に該当するか判断しがたいもの及び項目に該当するものの慎重な取扱いを要すると考えられるものについては、本審議会に協議すること。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

野田 崇、赤津 加奈美、熊本 理抄、島村 健、柳井 健一

答申第1号の「1 本人収集原則の例外事項（条例第7条第3項第7号）」についての表を次のように改める。

改正後			改正前		
番号	項目	本人以外からの収集を適当と認める理由	番号	項目	本人以外からの収集を適当と認める理由
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
14	(略)	(略)	14	(略)	(略)
15	ドライブレコーダーにより記録した映像及び音声に個人情報が含まれている場合	<p>① 公用車での交通事故発生時等における適切かつ円滑な事故処理等に資するため、また、府が管理する道路施設等の状況等を確認し、その適切な管理に資するため、ドライブレコーダーにより個人情報を収集する場合がある。</p> <p>② ドライブレコーダーにより記録した映像及び音声には、不特定多数の者の個人情報が含まれる場合があり、被撮影者の同意を得ることは現実的に困難である。</p>			